『住生活基本計画』『高齢者居住安定確保計画』『県営住宅整備・管理計画』の関係図

公営住宅法

○目的

健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸する

○公営住宅の供給

常に区域内の住宅事情に留意し、低額所得者の住宅不足を緩和するため必要があると認めるときは、公営住宅の供給を行うこと

○管理義務

常に公営住宅及び共同施設の状況に留意し、管理を適正かつ合理的に行うこと

○入居者資格

・入居収入基準等を条例で制定

○整備基準

・条例で制定

住生活基本法

○目的

住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、基本理念等を明らかにし、施策の基本となる事項を定めることにより豊かな住生活を実現

○4つの基本理念

①現在及び将来の住生活の基盤となる良質な住宅の供給等

②住民が誇りと愛着を持つことができる良好な居住環境の形成

③民間活力、既存ストックを活用する市場の整備と消費者利益の保護

④低額所得者、高齢者、子育て世帯等の居住の安定確保

基本理念にのっとり定める

住生活基本計画（全国計画）　法第15条に定める事項

①計画期間（現行H28～37年度、見直しR3～12年度）

②住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策についての基本的な方針

③国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標

④目標を達成するための住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の基本的なもの

⑤住宅に対する需要が著しく多い都道府県の住宅の供給等及び住宅地の供給の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する事項

⑥その他住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に促進するための事項

全国計画に即して定める

高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）

○目的

高齢者の居住の安定の確保を一層促進することを目的

・都道府県は高齢者居住安定確保計画を定めることができる

・サービス付き高齢者向け住宅の登録制度

・高齢者向け優良賃貸住宅の供給の促進

高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針

○今後の高齢化の進展に対応した取組を進めるための基本的な方針

・国土交通大臣及び厚生労働省大臣が策定

・高齢者住宅及び福祉サービス等の需要及び供給の現状及び将来の見通しを勘案して定める。

基本方針に基づいて定める

県営住宅整備・管理計画（任意計画）

①計画期間：R3～12年度（概ね5年ごとに見直し）

②県営住宅を取り巻く状況等

③県営住宅の役割

④事業展開の考え方

⑤県営住宅の整備・管理方針

連携

兵庫県住生活基本計画　法第17条に定める事項

①計画期間（現行H28～37年度、見直しR3～12年度）

②住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策についての基本的な方針

③住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標

④目標を達成するための住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策

⑤計画期間における公営住宅の供給目標量

⑥住宅に対する需要が著しく多い都道府県の住宅の供給等及び住宅地の供給の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する事項

⑦その他住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に促進するための事項

連携

兵庫県高齢者居住安定確保計画

法第4条に定める事項

○住宅政策と高齢者福祉政策が連携して、高齢者の居住の安定の確保に関する目標を定め、施策を推進

①高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給目標

②目標達成のために必要な事項

③計画期間（現行H28～37年度、見直しR3～12年度）

④高齢者の居住の安定確保に必要な事項

連携

資料３－２